

# 研究通信

No. 111

1978年5月刊  
村落社会学研究会  
事務局

宇都宮大学教育学部社会学研究室  
(宇都宮市峰町350)

## 第二回

### 関東地区研究会の記録

去る三月十八日に、関東地区主催の第二回研究会を、本郷学士会館に於て開催しました。研究報告は、大内雅利会員及び森武磨氏（駒沢大学）の二人にお願いしました。報告された二人には、改めて報告要旨を執筆お願いしました。以下、この報告要旨と、当日の質疑討論の概略を掲載します。

（宿題委・長谷川）

### 農村経済更生運動と村落

森 武 磨

#### 一、「農民自治」の分岐

ロシア革命、米騒動の強烈な社会的衝撃を受けた後の大正八年はその後の社会変動の一つのエポックをなすものであった。

北一輝の「日本改造法案原理大綱」の脱稿（大正一二年出版）と権藤成郷「皇民自治本義」の脱稿（翌年出版）がそれである。すなわち、前者は二・二六事件の思想的背景となり、後者は五・一五事件、農村救済請願運動の思想的背景となり、昭和ファシズム運動の思想的始源がこの時点に確認されるからである。

権藤成郷は、翌大正九年自治学会を設立し、昭和二年「自治民範」を出版し、農村共同体の歴史と伝統によって養われてきた風俗、慣習を尊重し、民衆の自治を「社稷体統の自治」として理念化し、プロシヤ的国家機構移植の明治国家体制を正面から否定する超国家的農本主義の元祖となった。ここにみられる原始農村社会を理想とする「農本自治」は昭和ファシズム思想の重要な一翼を占め、橋孝三郎の「兄弟村農場」、「愛郷塾」の思想にもみられるものであった。また、下中弥三郎、石川三四郎、中西伊之助、渋谷定輔らによって、農民自治会が結成されたのもこの頃（大正一四年）である。スローガンとして「農民自治の精神に基き、農民生活の向上を期す」

と掲げ、綱領に「一、農耕土地の自治的社會化、二、生産消費の組合的經營、三、農村文化の自治建設、四、非政党的自治制の実現」を謳った。この運動の思想的背景は、アナーキズム、コミュニズム、農本主義が未分明に併存している「農民自治」思想とも呼ぶべきものであった。ここで注目すべきは、この運動のその後の展開である。すなわち、「農民自治」思想は明瞭に分岐する。一方は、渋谷定輔らのグループで、コミュニズムへと発展し、共産主義者から全国農民組合全国会議派の道を歩む。もう一方は、下中弥三郎に代表されるグループで、彼自身日本村治派同盟、日本國家社會主義同盟、大亜細亞協會、大政翼賛會中央協力會議員という日本ファシズム推進の道を歩んだ。昭和恐慌を転期として左翼と右翼への兩極への分岐がそれである。

さて、このような大正後半から噴出する「農本自治」、「農民自治」思想の展開と昭和恐慌の明瞭なる左右への分岐は何を意味しているのだろうか。

結論的のべれば、独占資本主義段階の確立と全般的危機の構造的一環に組み込まれた農業危機の開始が、農民の小生産者の動揺、没落を強めたことに対する農民の未成熟で屈折した政治的表現形態を示すものである。

昭和恐慌を転期として、形成されるファシズムは、この農村における小生産者を基盤とする自然的な共同体的諸關係の存続に照応した根強い「農民自治」意識を体制側が咬み上げるか、変革主体の側が組織するかの鋭い分岐を経過することによってのみ確立しえた

といえよう。筆者はこのような脈絡の中で体制側の農村經濟更生運動を變革主体たる全農全國會議派の農民委員會運動を再度位置づけ直して見る必要があると考えている。

次に、以上を前提にして、その視角から農村經濟更生運動についてのべてみよう。

## 二、農村經濟更生運動と村落

農村經濟更生運動（以下更生運動と略す）は、昭和農業恐慌の救済政策として、昭和七年から一八年まで農林省の新官僚（石黒忠篤、小平権一等）を中心に進められたものである。この更生運動の主要な目標は以下の四つであった。第一は農村中堅人物の養成、第二は産業組合の拡充、第三は負債整理事業、第四は、昭和一一年から追加される「滿洲」移民事業である。これら中心的諸施策実行上、つねに一貫して利用されたのが、部落の活用と精神教化の動員であった。ここでは、紙幅の關係から、第一の農村中堅人物の養成と、第二の産業組合の拡充に限定してのべよう。

第一に、農村中堅人物の養成とは、國庫助成により、中央レベルでは二〇ヶ所に農民道場を設け、地方レベルでは各府県ごとに系統農會が中心となつて、「農民精神」「勤勞主義」という再版報徳思想の注入、および農業技術の練磨、農業經營の修練、農村協同組織（産業組合等）の訓練を行い、自力更生による恐慌克服と國家目的（増産、争議抑制等）に即応しうる「精農」層を育成し、政策對象として掌握することにあつた。これらの階層的性格は、農村におけ

る「中堅」、すなわち自作農中堅、自小作上層を中核とする中農層である。

ここで、とくに注目しておくことは、大正後期、昭和初頭の自作争議の中心的担い手である自小作農、小作上層が、恐慌克服の過程で対地主闘争かわ脱し、方向転換し、国家的な農家経営救済策（農家簿記普及運動、産業組合組織化、部落による負債整理等）に吸収されてゆくという問題である。つまり、恐慌克服の道を地主||小作関係という農村の生産関係を根本的に変えるということではなく、農民自身がひたすら農業生産に励む農本主義として立ち現われることに日本ファシズム形成の重要なモメントがある。

実は、この「中堅人物」の動員を村落において指導する頂点的人物として「中心人物」の国家的掌握がもう一つの重要な政策目標となっている。この「中心人物」は、「農村中堅人物」を実態的な基盤として、それらのイデオログとして非常に大きな役割を果す。加藤完治らの国民高等学校（農民道場）などで養成され、在村の指導者となる。彼らは、村長、助役、農会長、産業組合長、小学校長、農会技術員などの役職に位置し、農村のトップリーダーとして農村再編の中心的担い手となってゆく。この階層的性格は農村の在地イデオログとして、またオルガナイザーとして、ある程度の教養高い層であり、農学校卒業者が少くとも高等小学校を出たものが多く、自作地主から自作上層を中核としていた。その意味で、「中心人物」と「中堅人物」を階層的に若干異なるものと区分しうる。

すなわち、昭和恐慌後のファシズム形成過程の農村支配体系は、  
△天皇制国家（新官僚）―中央イデオログ（加藤完治・全国農民道場等）―農村中心人物（自作地主・自作上層）、―中堅人物（自作中堅・自小作上層）―農民大衆Vというように、天皇制官僚を頂

点に、加藤完治、山崎延吉など中央イデオログ||オルガナイザーを媒介にして、地方農村||在地のオルガナイザーとしての「中心人物」、そして官製運動の実質的担い手としての「中堅人物」、そして最終的な動員対象としての農民大衆まで人的支配の統轄が実現してゆく。

第二に産業組合の拡充とは、昭和八年から産業組合拡充五ヶ年計画、さらに一二年から三ヶ年延長されたもので、更生運動の中心的課題として、官民協力（官僚と産業組合中央会）のもとに大々的に展開された。これによって産業組合の未設置町村をなくし、区域内の全戸加入を実現し、部落農家組合を農事実行組合として産業組合の下部組織として加入させることが行われた。

こうして、系統農会との軋れきを含みながら戦時期には△産業組合―農事実行組合―農民大衆Vという農村の全機構的再編が実現した。この産業組合、農事実行組合の中心的な担い手は農村中堅人物であり、この全機構的指導的役割は中心人物が果すのである。

この農村の機構的支配体系は、先にのべた△中心人物―中堅人物―農民大衆Vという人的支配体系に照応する。また、これらは、△町村―部落―家Vという地域的序列に照応するといつてよい。このように、人的||機構的||地域的支配体系の形成が実現されてゆくところに農村経済更生運動の本質的側面を見出すことができる。とくにこの中で、実質的な中心環をなすのは、中堅人物||農事実行組合||部落であることが以上のべてきたことから理解されるであろう。

### 三、農民運動と村落

ここでは、農民運動が部落をめぐって、どのように進められたのかを全国農民組合全国会議派（全農全会派と略す）の農民委員会活

動に限定してふれる中で少し考えてみよう。

昭和六年は、全農全会派の農民委員会の方針が出された時である。この中心的指導者は、日本共産党の指導下にあり、小作料闘争だけでなく恐慌下の自作農をも含む広汎な要求を借金闘争、飯米闘争、肥料独占価格反対闘争等に結びつけ農民組合に結集してゆく方針であった。この方向は、渋谷定輔の「農民自治会」運動の展開した直接要求同盟、具体的な生活要求、政治・経済的要求をまず結果するという路線を一面引き継いでおり、「農民自治」の革命化を示すといえよう。とくに注目すべきことは、昭和七年更生運動の展開とはほぼ同時期に展開された部落世話役活動である。これは、手紙の代筆夫婦ゲンカの相談、税金・借金の相談から、作物の選択や肥料の仕方、もらい風呂とか共同耕作など、部落共同体の中にある諸関係の中に入り込んで、日常的農民生活全般を変革主体がとらえてゆこうとする。つまり、部落を基礎にして地道に運動を作り上げていったことに、天皇制のファシズムの支配の網の目を根底から、くつ返す萌芽をみる事ができる。

このような、農民運動の例からする部落を変革の砦とする動きは、当然農事実行組合から産業組合の民主化へと展開していった。たとえば、須永好の指導する群馬県塩戸村では、農民組合が産業組合を設立し、農会役員や村会議員に農民組合代表を送り、過半数を制し、さらに村長や役場吏員を農民組合員が独占して「無産村」を実現する先駆的事例も出て来た。

すなわち、大正後期・昭和初頭の変革主体の勢力は、八前衛政党〔共産党・労農党〕—中央イデオログ〔大山郁夫等〕—在地農民運動指導者〔渋谷定輔・須永好等〕—農民運動の担い手〔中農・貧農の意識部分〕—農民大衆Vという人的系列をもって民主主義的変

革の道を辿る客観的可能性をもっていた。

しかし、変革主体勢力の統轄下に八町村議会・産業組合・青年団—農事実行組合—農家Vという農村の全機構の支配が進行し、八町村—部落—家Vという地域的支配にまで浸透しえたときに、真に、更生運動による体制的再編に對抗しうる事ができるのである。ここにおいて始めて民主主義的変革の客観的可能性は現実的可能性に転化する、この場合、歴史的帰趨を決する中心環はやはり、農民運動の担い手〔中農・貧農の意識部分〕—農事実行組合—部落であることが理解されよう。この部分に楔を打ち込もうとしたところに更生運動の歴史的意義があったのである。

以上、昭和恐慌を転機として、体制側が農村経済更生運動を通して八天皇制国家—中央イデオログ—中心人物—農民大衆Vという全系列によって農村支配を貫徹してゆこうとするのに対し、変革主体勢力は八前衛政党—中央イデオログ—在地農民運動指導者—農民運動の担い手—農民大衆Vの全系列によって對抗するという戦線配置になっており、この對抗の中心環は、部落、農事実行組合に根づく中農層の帰趨〔農村中堅人物が農民運動の担い手か〕にかかわっていたといえよう。このような更生運動が部落を基礎にして農民層を組織してゆくのに対して、農民運動の側からも部落、農事実行組合、産業組合を掌握するため、農民委員会活動、部落世話役活動など新たな動きが展開されてゆくことを日本ファシズム成立の前史として重要な意味をもつことを銘記しておきたい。



## 都市近郊農村の実態と農村自治

大内 雅利

本年度の共通課題は「農村自治―史的展開と現状」であるが、以下に報告するのは、さしあたり「農村自治」という主題をはなれ、かつ「史的展開」ではなく、都市近郊農村の「現状」についてである。前回の研究会において示された分析枠組のうち、市町村自治体と集落という極めて緩い関係において「現状」を示したいと思う。

「現状」が「農村自治」に値するかどうかということが問題なのではなく、すなわち、「農村自治」を「現状」に求めたり、「農村自治」によって「現状」を否むことが問題なのではなく、さしあたりは、「現状」にたしなむことが重要ではなからうか、と思う。そのためには、国家―地方自治体―集落の重層構造と、これらを買ぬく行政・財政・政治の縦列構造と、両面に関する「史的展開と現状」を積み重ね、次いで「農村自治」に到ることがよい。「農村自治」から出発すると、少々、荷が重い。

さて、以下においては、都市近郊農村における集落と自治体の実態を紹介し、そこから「農村自治」を考えるに重要な論点を取り出そうと思う。

(注)

調査集落は、岡山県倉敷市西田(一九七五年農業センサスによる農家率は四二・九%)、愛知県大府市向江集落(同じく三一・三%)、福島県郡山市横塚(一九七六年のアンケート調査による農家率は、一八・五%)、埼玉県三郷市谷中(一九七五年農業センサスによる

農家率は六・四%)の四集落である。倉敷市西田と郡山市横塚は地方中都市としての自市の発展によって、大府市向江と三郷市谷中はそれぞれ名古屋市と東京都という大都市の発展によって集落内に多数の非農家を迎えた。他方で、集落の農家は、倉敷市西田の水稲単作、大府市向江の野菜・果樹・畜産、郡山市横塚の野菜・施設園芸、三郷市谷中の水稲・野菜・施設園芸という農業地帯ごとに、農業労働力の流出を招き、ついには農地の減少を促され、「ムラの解体」の進行は著しい。このため、これらの調査集落にみる地域社会の変容は、都市の側からの拡大と、農村の側における「解体」と、両過程の交錯としてとらえることができる。ここで注意すべきは、両過程を媒介するのは土地市場であり、この機制の下において、農地の非農業的利用への転用が進行する点であり、また、これによって、農家の中にはいわゆる土地持ち労働者から、アパート・貸家・貸倉庫などを経営する自営業の層が生まれている点である。地域社会の構成は、比較的均質な非農家(年令構成では一〇才未満の層と三〇才以上四〇才未満の層の合計で半数に近い)と、戦後自作農の専業農家・兼業農家・土地持ち労働者・自営業への多様にわたる分化分解によって特徴付けられる。しかし、地域社会の組織は後述するように、なお、都市の拡大と「ムラの解体」の間に接点を認めえず、「地の者」と「来住者」という二分法的枠組の下地となる様相を呈している。

さて、都市の拡大と「ムラの解体」とは、最も明瞭に土地利用の現況に表われる。都市の拡大は、都市隣接農村に、第一に非農家の宅地と非農業的産業の事業用地を、第二に公共的施設の用地を求め、農地の減少を促す。「ムラの解体」は、減少する農地という事実を前にして、農業経営の内部においては、施設園芸など土地集約的農

業への展開と不耕作地の増加という土地利用の分化に、農業経営の外部においては、農地の不動産的利用への転用に、看取されるのである。

このような土地利用の錯雑化は、農業生産と住民生活をめぐる地域問題の重要な一因となっている。農業生産に係わる問題は、農家と非農家の間に最も意識差のあるものであり、現実にも農業の生産環境と住民の生活環境の間には競合している面があるのである。例えば、農地の日照通風の障害や畜産公害などが挙げられる。もっとも、農業用水の汚染にみるように、用排水の分離や汚水処理・再生使用の施設が不十分で、なお、広域にわたる問題もある。住民の生活施設に係わる問題は、農家と非農家とともに指摘し、意識の共有する所である。しかし、微細にみれば、農家は排水施設を農業用排水との関連で、交通事故や道路の問題を広い意味での作業環境として把握し、非農家は農家よりも買物や医者を重視しており、差がある。農家にとっては、生活施設は、生産施設の面からの配慮を不可欠のものとしているのである。さらに、同じ集落内でも、農家の居住地区と非農家の居住地区との間には生活施設の整備状況に差がある。非農家の宅地まわりの施設は既存の農家居住地区に比べて整備が遅れ、なお改善のための陳情ルートは農家が占めており、これらをつきかけとして、非農家だけの自治組織を農家から分れて、新設することも多い。

以上述べた集落構成員の異質化と新しい地域問題の発生は、後述する行政体の強い指導の下に、町内会や自治会などの地域自治組織の変貌を促す。伝統的な自治組織は部落会や組と称して、氏子組織・講・共有財産の株仲間・生産組合などとの重層的な社会関係の上に機能していた。転入する非農家は、初期の段階においては、これ

らに全的に係わるか、全く係わらないかの二者択一を迫られる。伝統的な自治組織の側においても、ナカマイリをめぐる問題を抱え、この処理は集落によって異なる。しかし、非農家の急増は伝統的な自治組織に属する住民の周囲に、多数の行政対象としての住民を配するにいたった。このため、例えば、大府市向江においては、伝統的な自治組織としての向江組（六八戸）と行政の連絡のための振興員制度（三四戸）が並存し、向江組長が行政連絡を受けもつ振興員を兼ねる事態がみられている。このような行政連絡の制度は、それ自身で独自の展開を示し、逆に、官製的な自治組織として独立するに到る。郡山市横塚では、農家だけを構成員とする区とは別に三町会がある。集落を包囲するように市街地が拡大して、三町会は市街地を中心に画地的に形成され、農家はそれらの三町会に分属しているのである。伝統的な自治組織である区には、共有財産としての公民館、農道と水路の共同作業、冠婚葬祭などの互助関係が残り、官製的な自治組織である三町会には、行政連絡、生活施設の維持、町会員の統合などの仕事に移るのである。大府市向江と郡山市横塚では、伝統的な自治組織と官製的な自治組織との間にメンバーシップの面でズレを示したが、倉敷市西田と三郷市谷中では、伝統的な自治組織が非農家を包摂し、なお官製的な自治組織へと拡大し、変質していく類型がみられる。

しかし、行政体は、官製的な自治組織を単位とし、小学校区ないし中学校区の範囲で、社会教育的なコミュニティ・オーガニゼーションを、一九七〇年頃から始めるようになった。大府市においては、向江の属する大字長草地区とこれに隣接する共和地区とを含めて、共長コミュニティが愛知県のモデル・コミュニティ事業として一九七四年に、郡山市においては、三町会を含む八町会によって「芳賀

地区明かるとい町づくり推進委員会」が一九六八年に、それぞれ発足している。これらは、従来の単なる行政連絡単位としての自治組織から、人口急増に伴なう「社会解体」を防止し、さらに積極的に住民を統合することを課題としている。この背景には、伝統的な自治組織に重ねられた連絡単位では不十分な面が生じていること（非農家の放置という問題）、また、伝統的な自治組織という地域単位では小さすぎ、行政体との間に大きい懸隔が生じること、などが推測される。このような行政主導の地域統合は、増加する非農家を対象としたものであるが、農家を主とする地付き層に支えられた旧来の権力構造によらざるをえない、というパラドックスをもつ。大府市と郡山市のコミュニティ・オーガニゼーションが行政による社会教育的なものであるとすれば、三郷市の住民の直接参与による居住環境整備地区計画の策定は、より直接的に地域問題の解決を目的としたものである。

行政体の都市隣接農村に対する政策は、右に挙げたコミュニティ政策の他に、生活施設の整備（一部の地域問題の解決）、土地利用政策（都市計画法と農振法による利用規制）が挙げられる。しかし、これらはすでに、行政体と都市隣接農村という枠組においては議論をするに不十分である。第一に、行政体としての独自の機制を考慮せねばならず、第二に、行政区域内における都市的地域と農村的領域（両者の間にこれまでの報告の対象を求めてきたのであるが）の関係にまで視点を拡大せざるをえない。ここにおいて、倉敷市と郡山市の地方中都市と、大府市と三郷市の近郊都市とを比較することが必要であるが、それは報告の範囲を超えているので、論点を列挙するにとどめる。人口増加と人口抑制、財政収入と行政需要、工業開発と農業振興、産業政策と福祉政策、行政機構の改革と人件費、

上位計画と自治体計画、などである。

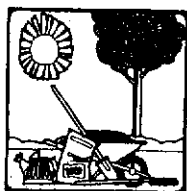
さて、右に述べたことは、農村における伝統的な自治組織が、非農家の転入と、行政体の主導によって、再編される過程であった。しかし、このような再編は都市隣接農村に頻出する問題（生産と生活の競合の問題と生活施設の不足という共有する問題）の解決には必ずしも有効ではない。第一に、再編された自治組織が、農家と非農家間の意志疎通に欠け、自ら問題を解決する能力に欠けている点である。第二に、自治組織が自治体の十分なる基礎単位となりうるかという問題がある。第三に、問題が極めて広域化していることである。ここに、都市に隣接する農村を抱えている自治体においては、自治体の役割に焦点があてらるべき理由をもつ。広い意味での自治体経営の問題である。

さて、自治体経営という視点を導入すれば、農村自治の問題は、二様の意味をもつ。第一に、自治体における農村地域の問題であり、第二に、農村地域における自治体の問題である。前者は、この報告に述べた都市隣接農村を間に介して都市と農村という全く異なる地域をいかに経営していくかということであり、自治体の内部における地域格差や地域間の利害の調整という新たな地域問題をも抱える。後者は、従来、農村経営論（馬場啓之助編「農村経営論」東洋経済新報社、一九五五年、また恒松制治「農村経営論」学陽書房、一九六八年）が主に対象としていた所であり、例えば馬場啓之助氏は、「はしがき」において、「新しい経営論の目標は、町村合併のうちから、農地改革などの意図を完成して、経済自治体としての農村を生み出す方法を見出すことにある」と述べている。

ここで注意すべきは、第一に、自治体経営は自治の半面にすぎないという点である。自治は外に対しての自治と、内に対しての自治

の両面をもって成り立つ。第二に、農村自治を右のように二様に分けられ、必ずしも農民自治を等置することを要さない。農民自治と考えると、自治体の独自の機制が視野の外に放置されるのではないかと懸念するのである。第三に、農村自治には常に農業政策がつきまとう点である。それは、農村経営論の重要な一環であり、それ故恒松自治は「農業協同組合の課題」や「農業構造改善への途」に筆を運んでいるのである。第四に、自治体経営をもって、政治的に無色であるとか、行政分析に限定されるとか、狭義に考える必要はない。私の本意は、農村自治の中に多数の集落をもち、多様な地域を抱える、自治体の独自の機制の存在を示すことにある。

(注) 詳細な報告書は、農村生活総合研究センター「混住社会の形成、特に人口の行動を決定している要因に関する研究(1)・(2)」(生活研究レポート4・5)にあるが、これとは別に、「近郊農村における地域社会の変貌」という題で発表する予定である。ここにおいて不十分な箇所は、それらを参照されたい。



## 「討 論」

最初に森氏から先ほどの報告について次のような若干の補足があった。

### 〔森氏の補足〕

農村経済更生運動と村落再編」というテーマはファシズムとの関連の下で戦前の農村を研究することであった。しかし、産業組合、実行組合の役割は、直接にはファシズムとは連らならない。むしろ戦時体制と関係している。では戦時体制とファシズムとどう違うのであろうか、戦時体制では統制の問題が表面に出てくるが、ファシズムでは、「中心的人物」「中堅的人物」の果す役割を考へるべきである。また、農民層の中の中間層の不安定な状態、とくに地主制下の不安定な生活が急進的農本主義へと向わしめた傾向を問題とすべきだ。中間層の小ブルジョアの動揺性が産業組合青年連盟とつらなり、小作争議に対抗し、さらに、有馬頼寧、近衛文磨などに連なり、翼賛壮年団運動に展開されていく。中間層を組織していく運動が最終的に町内会、部落会への組織へと連なっていくのである。

以上の補足のあと質疑討論が交わされた。  
〔◇は森氏の答である〕。

河村—この時期の農村自治論はどのようなものであったか。

◇—二つの潮流がある。



① 山崎延吉などの農本主義……小作争議の動搖をいかにとらえるかが背景にあり、産業組合を基礎にした農村自治論であり、役場・小学校を要にした……伝統的形。

② 急進的農本主義……自治農民（長野県など）昭和恐慌以後、都市―農村の対立を前面に出し、農村は都市や資本主義に対抗した自治をうちたてねばならぬとして、農村モラトリアム、満洲移民を主張した。アナキストなどと平行してでてくる。

安原―第一の流れは村人の意識の底にあるのではないか。

◆ 報徳社運動など、自分の分度を守れという形で出てくる。第二の流れとも重なることがあるが、大勢は二宮尊徳の流れが主流である。

長谷川―鈴木栄太郎などの農村社会の把握とどう関連があるか。

◆ 大正期以後、明治末から肥料の共同購入、農産物の共同出荷など新しい機能集団が出現した。これと並んで、明治末から旧来の地主秩序を維持しようとし、中小地主が中心となり、大地主がバックアップして実行組合が再編される。しかし、昭和恐慌以後は古い秩序が後退してきた。

柿崎―部落会と実行組合との関係について、実行組合は生産的な面を再編成し、部落が実行組合機能に包摂されたと考えてよいか。

◆ 部落会は伝達機関だが、実行組合はそれ以上の機能をもつ。しかし内務省は一元化しようとした。

長谷川―水利について。ストックの面では部落があたり、フローの面では実行組合があたると考えてよいか。

◆ 水利は国の事情として進められ、国家統制が大となる。これに対し、山―肥料の面で実行組合の機能が大きくなる。ただし全面が変わったのでなく、比重が大となってきた。

柿崎―部落は非農家をも含むが、実行組合は農家のみで、それがあるのではないか。

◆ 下層の貧農は農業生産の面では低い、それを実行組合は包摂し、組織することができない。しかし、預金の面でも、貧農層が入らなければならなくなる。ここに政策の矛盾が生じ、競争と結びついてくる。

高山―内務省と農林省との矛盾があるのではないか。

◆ 直接的な行政面ででてくる。実行組合長と部落長とを一致させなければならぬという通達すらで、内務省と農林省との矛盾、地主的秩序と農民的階層との不一致が生じてくる。

似田貝―産業組合の官僚制的支配について、「上から統制化して行く」ということは、ファッシズムと関係するのではないか。

◆ 農民運動との関係で、下からの住民運動が形成されていくことも考える必要があるが、それは特殊例外的であった。結局、戦前段階では、日本の農村には自治がなかったという結論になる。

このあと、大内氏の発表に対する質疑に移ったが、これを要約すると次のとおりである。

(1) 「混住社会」の定義ははっきりしない。「混住社会」の論証に制約されて、「自治」の問題が抜けてしまった感がある。

(2) 「自治」の外枠としての「村」を考えてみる必要がある。

(3) 「都市化されると農村自治がなくなってしまう」という発想があるが、東京の世田谷でも、住民運動の意思決定者として在来からの居住者である土地所有者と商工業者がずっと力をもっており、農村が都市化しても、単純に、無秩序化し、自治が喪

失してしまうとはいい難いのではないか。

(4) 水の問題をとつても、外来者である非農家も水をきれいにしようとする倉敷市近郊農村の例もある。在来の住民と外来者との利害が常に不一致であるとは限らない。土木委員の力の差などによって団地などではこの規制のきかない例もあるが、混住化したから自治がなくなるとは限らないのではないか。

(5) 岐阜県の山村では、村有林を保持しようという傾向がなくなり、村としてのまとまりは風化されてきた。むしろ山間村のよいうな農林業をおこなっている地帯の方が村の統一性がくずれてしまったのではないか。

(6) 住民の要求の実現について、自治体が国家行政の下請けとなっていることが問題である。

(7) 自治を考える場合、権力とくに国家権力との関係を考えることが必要だ。権力的要素がないのが本来「自治」というべきではないか。

また、国家から一〇割補助を受けているような地方自治体があるとするれば、そこには自治はもうないといえるであろう。自治体が財源を国家からとつてくるという考え方の中に農村自治についての矛盾が存在するといえよう。

(8) 「自治体」と「自治」とは分けて考えるべきである。村落は地方自治の母体と考えるべきである。

## 関東地区第三回研究会の案内

四月二十八日、関東地区宿題委員が集まり、過去二回の研究会の反省と、今後の研究会のすすめ方について検討しましたが、次回研究会では、農民運動論の立場からの自治論を問題にしてみようということで、すでに報告を予定されていました「地域農業再編」の問題と、二つの報告を予定し、日程を左記のように決めました。関東地区の会員の方々に限らず、他地区会員の方々に、上京の機会ありましたら御出席下さい。

記

一、日時 六月十日(土)午後一時半より

一、場所 農業技術研究所新館・中会議室

(京浜東北(国電)上中里下車、徒歩五分)

一、報告

○(農民運動と農村自治に関して) 中野芳彦氏(予定)

○「地域農業の再編と自治体農政」高橋正郎氏(農技研)

(関東地区宿題委員、島崎・長谷川)



## 西 関東地区研究会開催案内

本年度の共通課題に即して、左記日程により研究会の開催を予定しています。関西地区在住の会員の皆さんをはじめ、他地区の会員でご都合のつく方々の出席されますようご案内申し上げます。

### 記

一、日時 七月一日(土)午後一～五時

一、場所 京都文化芸術会館

(交通・バス〔府立病院前〕下車)

一、報告

「村解体の法的契機について」

能谷開作氏(大阪大)

(事務局 関西地区宿題委員、余田・松本)

## 会 員 動 向

### (新入会員)

牧野 暢 男

宇都宮大学教養部

320 宇都宮市清住三十八ー七

(電)〇二八六一二二一〇五七二

山岸 治 男

東北大学教育学部

980 仙台市原町苦竹字上境六四ー九 高橋方

武田 共 治

東北大学教育学部

980 仙台市川内明神横丁三七 川内荘

佐藤 辰 司

東北大学教育学部

980 仙台市堤通雨宮町九一ー一六 雨宮荘七

森 武 磨

駒 澤 大 学

213 川崎市高津区向ヶ丘四三〇ー二七ー五〇二

### (住所・所属変更)

中野 哲 二

890 鹿児島市鴨池新町三一七ー一〇〇四

(電)〇九九二一五四一六九〇二

渡辺 正

愛知 大学

440 豊橋市南小池町一七三

(電)〇五三二一四六一九六一九

宮良 高弘

062 札幌市豊平区西岡一条一〇一三三三一四八

(電)〇一一一八五一六一六三三

高木 正朗

宮城学院女子大学

980 仙台市中山八丁目一四一四一〇三

(電)〇二二二一七八一八二七八

大坪 省三

東洋大学社会学部

222 横浜市港北区師岡町三〇八

(電)〇四五五三一一一三三三三

牧野 由朗

441-83 豊橋市老津町字中原三五十八

(電)〇五三二一一三二二六三三

鳥越 皓之

桃山学院大学

590-01 堺市竹城台一一二一六二〇七

(電)〇七二二一九一一四六七二

長谷川 宏二

721 福山市西深津町四五〇

農林省中国農業試験場

農業経営部経営第三研究室

(電)〇八四九一二三一四一〇〇

横山 勝英

569 高槻市淀の原町三四一三

(電)〇七二六一六九一四一二五

黒崎 八洲次良

信州大学人文学部

390 松本市大字原一〇三

(電)〇二六三一四六四七〇一

竹田 聰洲

佛教 大学

三沢 謙一

610-03 京都府綴喜郡田辺町三山木七瀬川三一六三

(電)〇七七四六一三一〇七二三

大内 雅利

185 国分寺市富士本一一一四一六

(電)〇四二五二一七二一八九三九

宮崎 俊行

日本大学法学部

鈴木 広

813 福岡市東区舞松原新町一一五九

米沢 和彦

熊本商科大学

802 熊本市御領町五六三一二六

(電)〇九六三一八〇一八三五〇

山岸 治男

943 上越市東城町一一二一三一 中川方